

徳島市子どもの読書活動推進計画

[第二次推進計画]

令和2年3月

徳島市教育委員会

はじめに

子どもたちにとって素晴らしい本との出会いは、その後の人生を大きく変えるきっかけとなります。子どもたちは読書によって様々な言葉や知識に触れ、感性を磨き、情緒を育て、想像力や表現力を高めることで豊かな人間性を育み、人生をより深いものにしていきます。

このため、本市では平成27年3月に「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）を策定し、子どもたちの読書活動の環境整備と活動を推進するための取組を進めてまいりました。

近年、子どもたちを取り巻く生活環境は、インターネットやスマートフォンなどの情報メディアの急速な普及により従前とは大きく変化してきており、このことが子どもたちの活字離れ・読書離れに繋がっていると指摘されています。

情報化社会の中で生まれ育っている子どもたちには、溢れる情報の中から何が正しいのか、自分で判断する力が必要となってきています。そのためには、読書を通じて読解力や判断力、想像力、思考力など生きる力を養うとともに、新聞や図鑑などの資料を読み取り、自らが主体的に学ぼうとする習慣を身に付けていかなければなりません。

このようなことから、「子どもに豊かな心をはぐくむ読書活動の推進」をテーマに、家庭・地域・学校の連携のもと、本市の未来を担う子どもたちが、主体的に読書活動に取り組める環境を整備することを目的として、このたび、「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）を策定しました。この計画は、第一次推進計画の基本的な考え方を引き継ぎながら、その成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新しく策定したものです。

この計画に沿って、今後も引き続き、ボランティア団体などの関係団体の皆様と協力しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、御協力をいただきました皆さま方に心より感謝申し上げますとともに、今後とも徳島市の子どもの読書活動の推進のため、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

徳島市教育委員会 教育長

石井 博

目 次

第1章 第一次推進計画の成果と課題

1 第一次推進計画策定後の情勢変化	1
2 第一次推進計画の成果	2
3 第一次推進計画の課題	3

第2章 基本的な考え方

1 第二次推進計画 策定趣旨	4
2 第二次推進計画 基本方針	4
3 第二次推進計画 体系	5
4 第二次推進計画 期間	5

第3章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

1 家庭における「子どもの読書活動」の推進	6
2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進	7
(1) 幼児・児童サービス	8
(2) 青少年サービス	10
(3) 環境整備	12
3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進	14

第4章 学校等における「子どもの読書活動」の推進

1 幼稚園・保育所・認定こども園等における活動の推進	15
2 小学校・中学校における活動の推進	17
3 高等学校における活動の推進	19

第5章 「子どもの読書活動」推進のために

1 「子どもの読書活動」推進のための社会的気運の醸成	22
(1) 「子どもの読書活動」推進のための情報収集と提供	22
(2) 「子ども読書の日」等への取組	22
2 「子どもの読書活動」の推進体制の整備	23

参考資料

・用語集	24
・関係法令	25
・令和元年度徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿	29

第1章 第一次推進計画の成果と課題

1 第一次推進計画策定後的情勢変化

「徳島市子どもの読書活動推進計画」(第一次推進計画)が平成27年3月に策定されてから本市の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県下の教育諸施策も大きく変化しました。

【社会的背景】

スマートフォン、家庭用パソコン、携帯ゲーム機、タブレット等、情報通信機器が普及し児童生徒のインターネット利用率が高くなっている(平成30年度、小・中・高合わせて93.2%)ことが、子どもの読書環境にも影響を与えていた可能性が考えられます。特に、1日2時間以上インターネットを利用する小中高生は61.5%と高く、内容も動画視聴、ゲーム、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の順に高くなっています。また、書籍のデジタル化に伴う書店の減少や辞書、新聞など身近な文字媒体に直接触れる機会の減少等が、さらに活字離れに拍車をかけています。

数値は平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

【国】

(1) 「子どもの読書活動」に関する法制上の整備

- 平成27年4月に「学校図書館法」(昭和28年法律第185号)が改正・施行され、学校司書の配置が努力義務となりました。
- 平成24~28年度の「第四次学校図書館図書整備等5か年計画」、さらに平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、図書整備のための地方財政措置が講じられました。
- 平成30年4月には5か年計画の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次計画)」が策定され、市町村においては子どもの読書活動の推進のための必要な環境及び体制を整備するとともに、計画の見直しを行うよう努めることとされました。

(2) 新学習指導要領の全面実施(小・中・高)

- 小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から全面実施されます。
- 言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

【県】

(1) 「徳島県読書活動の推進に関する条例」の制定

平成29年4月に子どもから大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して制定されました。

(2) 読書の生活化プロジェクトIV・Vの推進

IV: 平成27~29年度「友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう!」

V: 平成30~令和2年度「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう!」

各学校(園)で「おすすめ本」や「気になる新聞記事」について友達や家族と語り合い、その活動をもとに多様なブックリスト、新聞スクラップ作成や書評合戦(ビブリオバトル)実施へ繋げる、読書の生活化プロジェクト活動を推進しています。

(3) 「徳島県子どもの読書活動推進協議会」(平成16年度設置) の推進

「徳島県子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」の進捗状況の評価・検証の協議が年3回程度行われています。

(4) 「とくしま子ども読書推進アクション」「つながる読書推進事業」の推進

平成24～29年度「とくしま子ども読書推進アクション」、平成29年度からは「つながる読書推進事業」として、「とくしま子供のためのブックリスト100！」改訂版、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100！」新装版が発行されました。また、「高校生のための読み聞かせ講習会」等も開催されています。

(5) 徳島県教育振興計画

平成25～29年度の第2期、平成30年度からの第3期振興計画において、1日10分以上読書をする児童生徒の割合を数値目標として設定し、県内全域で読書習慣の定着を目指しています。

【市】

徳島市では、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛躍する人づくり～」を教育目標に掲げた「徳島市教育振興基本計画」を平成22年(第1期)、平成27年(第2期)、令和2年3月(第3期)に策定しました。

その中で、確かな学力の育成を目指し、全ての子どもたちに読書活動の機会を確保し、読書への関心を高めるために、読み聞かせ等の活動を充実させたり、読書活動推進研修会を開催したりするなど、読書に親しむ活動を推進しています。

2 第一次推進計画の成果

(1) 学校図書館図書標準(蔵書図書冊数の標準)の達成

平成26年度末には市内小学校での達成率が133.4%、中学校が161.3%、そのうち小学校31校中4校で標準を達成できていませんでした。図書購入のための財政を継続して確保したこともあり、平成30年度末には小学校で144.7%、中学校で175.8%の達成率となり、市内小中合わせて45校全てにおいて図書標準を達成しました。

(2) ブックスタート事業の定着

市立図書館では、平成15年から市内在住の4ヶ月児とその保護者へ絵本を贈呈して、読み聞かせの有用性を啓発し、普及に努めています。合わせて、市立図書館では、乳幼児親子向け講座を開催することで、乳幼児期から読書に親しむことの重要性を発信し、保護者や家庭において少しずつ子どもの読書活動に対する関心と理解が広まっています。

(3) 学校司書ボランティアの派遣

平成28年度から、市内小中学校へ学校図書館活用の活性化を図ることを目的とし、学校図書館運営の援助者として学校司書ボランティアを派遣しています。(平成28年度は3名、平成29年度は4名、平成30年度は5名、令和元年度は1名派遣)

図書の登録や配架、おすすめ本の紹介、図書委員会による読書活動を支援するなどの取組を行っています。

(4) 読書活動推進研修会の開催

年に1回、市内幼小中学校教職員を対象に読書活動推進研修会を開催し、読書活動に関する教職員の指導力向上を図っています。平成28年度からは市立図書館副館長を講師として、アニメーションの手法を体験してもらう形で紹介することで、学校現場ですぐに使える手法と

して好評を得ています。

(5) 市立図書館の利用者の増加

平成24年にJR徳島駅前に移転したことを機に、「子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援」を運営方針とし、充実した資料・情報の提供や読書活動のためのイベント等に取り組んでいます。その結果、平成30年8月には、移転してからの来館者が350万人に達し、貸出冊数は移転前の612,700冊(平成23年度)から1,124,263冊(平成30年度)となり、約1.8倍に増加しました。

3 第一次推進計画の課題

(1) 児童生徒の読書習慣の状況

読書への興味・関心には個人差があり、年齢が進むにつれて読書時間の減少が見られます。徳島市の状況については、小学校の読書時間の状況は改善傾向にありますが、中学校については改善されていないことが明らかになっています。

平成26・31年度「全国学力・学習状況調査」文科省調査より

(質問) 学校の授業以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

10分以上読書をしている児童生徒の割合

	平成26年度		平成31年度	
	徳島市	全国	徳島市	全国
小学校	61.7%	64.7%	66.1%	66.0%
中学校	54.1%	53.0%	46.5%	50.4%

家庭・学校・地域等がそれぞれの立場から読書活動の魅力、素晴らしさをこれまで以上に伝えることが望されます。

(2) 学校図書館の活用・活性化

児童生徒の読書に触れる機会や読書活動の推進のためには学校図書館の活用が欠かせません。しかし、図書館を利用しない児童生徒の割合が全国平均と比較すると、依然高い状況にあります。

平成26・31年度「全国学力・学習状況調査」文科省調査より

(質問) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

ほとんど、または全く行かない児童生徒の割合

	平成26年度		平成31年度	
	徳島市	全国	徳島市	全国
小学校	35.3%	29.2%	31.8%	29.9%
中学校	68.2%	58.2%	67.5%	55.3%

平成26・31年度「学校図書館の運営に関する調査」（市独自調査）

(質問) 公共図書館との連携を実施していますか。

(平成26年度小学校31校・平成31年度30校、中学校はともに15校)

	平成26年度		平成31年度	
	している	していない	している	していない
小学校	12校	19校	14校	16校
中学校	0校	15校	0校	15校

すべての子どもたちが、自主的に学校図書館を活用できるように、学校と市立図書館、ボランティア団体が連携し、学校図書館等の活性化を図ることが望されます。

(3) 子どもの読書活動推進体制の整備

4月23日の「子ども読書の日」の取組等、各学校（園）や市立図書館、各ボランティア団体等それぞれの読書活動は前進しましたが、子どもの読書活動を社会全体の課題としてとらえ推進していくためには、各種の取組が点ではなく、線になるよう結びつけることで一層意義あるものとなります。

各学校（園）、市立図書館、民間団体等各種団体間の連携を強化して、子どもの読書活動推進に関する協力体制、環境の整備を進めることができます。

第2章 基本的な考え方

1 第二次推進計画 策定趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年公布・施行）に基づき、平成14年以降、概ね5年をめどに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められています。それぞれの前計画の成果と課題を検証した上で、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして策定されています。平成30年4月には、第三次基本計画の成果と課題を踏まえ、第四次基本計画が策定されました。

徳島県では、国の基本計画に基づいて、平成15年11月（第一次）、平成21年3月（第二次）、平成26年10月（第三次）、さらに第三次推進計画の成果と課題を踏まえて、令和元年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第四次）が策定されました。

本市では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、平成27年3月に「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）を策定し、子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備、社会気運の醸成に努めてきました。

第一次推進計画期間中には、学校（園）における読書活動の推進や学校司書ボランティアの導入、市立図書館の来館者数が増加するなど成果が見られています。しかし、中高生の読書活動の状況や学校と家庭と地域や市立図書館との連携強化、学校図書館の充実等課題もあります。

このため、国・県の計画の趣旨を踏まえ、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）を策定します。

2 第二次推進計画 基本方針

読書は、子どもたちに自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画していくための知識や教養を身に付けていくきっかけを与えてくれます。社会が急激に変化し、多様化する中で、子ども一人一人が読書活動を通じて、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付け、その豊かな心や創造性をはぐくむことはとても重要です。

このような子どもの主体的な読書活動を推進するため、「徳島市子どもの読書活動推進計画」

(第二次推進計画)においては、第一次推進計画同様に、子どもたちが主体的に読書活動に取り組める環境を整備し「子どもの読書活動」の意義や重要性についての理解・関心を高め、家庭・地域・学校の連携のもと市民総ぐるみで「子どもの豊かな心をはぐくむ読書活動」の推進を目指します。

3 第二次推進計画 体系

本市においては、この「第二次推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、図書館などの社会教育施設、民間団体等が相互に連携協力し、子どもの主体的な読書活動を市民総ぐるみで推進するとともに、学校図書館の活性化を軸に、子どもが読書に親しむための機会と施設・設備・図書資料等の整備・充実に努め、全ての子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めます。



4 第二次推進計画 期間

計画の期間は、令和2年度からおおむね5年間とします。
なお、必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

第3章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

1 家庭における「子どもの読書活動」の推進

家庭は、子どもが最初に本に出会う場であり、家庭において本と子どもたちを結び付けることが読書へのきっかけづくりとなります。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に浸透し、継続して行われるよう、保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

家庭における読書は、本を通じて家族が会話する時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものです。このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して読書に対する興味や関心を引き出すように、子どもに働き掛けることが望まれます。

◎現状と課題

・ブックスタート事業

市立図書館では、ブックスタート事業を行い、市内在住の子どもやその保護者へ「ブックスタート・パック」を贈呈し、読み聞かせの体験をすることでその有用性を啓発し、普及に努めています。年間配布率が対象者の約8割程度に留まっており、より多くの方に受け取りしていただけるよう、事業の周知に向けた取組の強化が課題となっています。

平成30年度配布状況（平成29年12月から平成30年11月生まれが対象）
出生者数：2,158人、引換者数：1,679人、配布率：78%

・移動図書館の巡回及び配本サービス

市立図書館では、移動図書館の巡回や配本サービスを通じて、図書館に来ることが難しい家庭等に本を届けることで、家庭における読書支援を行っています。今後は、事業を拡大させていく一方、改めてサービス内容等の周知を図ることで、未だ利用されたことのない方の利用を促進していく必要があります。

移動図書館巡回先（平成31年3月31日現在）：市内78箇所
配本サービス提供先（平成31年3月31日現在）：市内70箇所

◎施策の方向性

- ・市立図書館、学校など幅広い関係機関が連携して、家庭における読み聞かせや子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちの理解が深まり意識が向上するように、より一層の普及啓発を行います。
- ・事業の安定的な継続又は拡大のために必要な取組を行います。
- ・インターネット等様々な広報媒体を活用し、イベント情報や事業活動報告、その他子どもの読書活動に関する情報が各家庭で容易に得られるよう、積極的に情報発信を行います。

◎具体的な取組

・ブックスタート事業の推進

市立図書館においては、引き続きブックスタート事業を実施するとともに、関連各所へ啓発ポスター等を配布することで、より一層事業の周知を図り、普及啓発に努めます。また、ブックスタート事業の継続的実施のために、事業に協力していただける支援者（ブックスタートボランティア）の育成講座を開催します。

・移動図書館の巡回及び配本サービスの充実

市立図書館においては、移動図書館の巡回先や配本サービスの提供先の新規開拓を図り、より多くの家庭に本を届けることで、家庭における読書環境の確保を支援します。

・出張おはなし会の開催

市立図書館においては、保護者や読み聞かせボランティアなどを対象に、幼稚園や保育所、小学校、コミュニティセンター、公民館、病院等への出張おはなし会「図書館おでかけ隊」を通じて、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。

・広報活動及び情報発信

市立図書館においては、隣接する子育て安心ステーションをはじめ、保育施設や幼稚園等と連携して、育児中の家庭に対して、図書館で開催しているおはなし会や絵本の紹介・案内等をすることにより、家庭における読書活動を支援します。また、広報誌やホームページ、SNSを活用して、積極的に子ども向け図書事業の情報を家庭に発信します。

小・中学校においては、図書館だより等を通じて、新刊の紹介や家庭での読書デーを推奨する等、家庭における読書活動について情報発信します。

【取組事例①】

ブックスタート事業～絵本を通して赤ちゃんと楽しいひとときを～

ブックスタートとは、1992年（平成4年）にイギリスのバーミンガムで始まった「赤ちゃんと本を通して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動です。日本では平成12年の「こども読書年」をきっかけに全国的に広がり、現在では1,000を超える市区町村で取り組まれています。

徳島市立図書館では、平成15年8月1日からこのブックスタート事業を開始しました。

市内在住の4ヶ月児とその保護者を対象に通知し、指定の受け取り場所へお送りした引換券を持ってお越しいただくと、図書館スタッフやボランティアが、赤ちゃんにとっての絵本との出会いの大切さや楽しさなどを保護者の皆さんに伝え、どんなふうに読んであげたら良いのか実際に赤ちゃんとその保護者の皆さんに読み聞かせを体験していただき、「ブックスタート・パック」（絵本3冊、イラストアドバイス集、絵本のリスト等）をお渡ししています。



読み聞かせ体験の様子



「ブックスタート・パック」

2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進

市立図書館では、運営方針の1つに「子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援」を掲げており、子どもたちの成長支援に積極的に関わっていく方向性を明示しています。この運営方針に沿って、子どもの読書活動推進に資するために、多様な視点で取組を進めています。

« 運 営 方 針 »

- 子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援
図書館は、学校及び家庭教育支援、子育て支援などに積極的に取り組み、子どもたちが読書習慣を身に付け、素晴らしい本と出会えるよう支援を行うことにより、市の将来を支える子どもたちの心豊かな成長や、優れた知性や感性の育成に貢献することを目指す。
- ◆ サービス方針
 - ・ 求められている資料・情報の発達段階に応じた適切な提供。
 - ・ 子どもの読書活動推進のための取組・イベントの実施。
 - ・ 図書館事業や読書活動を通じた親子又は保護者同士、子ども同士の交流促進。

(1) 幼児・児童サービス

子どもが豊かに生きていくために必要な能力(感性、想像力など)を身に付けるにあたり、読書活動は重要な役割を果たすものです。素晴らしい本との出会いは、子どもたちの成長過程において、とても大きな影響を与えるものであり、豊かな生活を送る一助となります。

市立図書館では、読書活動の価値を保護者に知ってもらい、幼少期より子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるための取組を推進します。

◎現状と課題

・おはなし会等

「おはなしのへや」において、毎日2回の子ども向けイベント(おはなし会・工作教室・実験講座・読書支援講座・アニメーション・ブックトーク・ストーリーテリング等)を開催し、いつでも気軽に本に親しむことのできる環境づくりを推進しています。また、学校など館外にも積極的に出向き、子どもサービスを提供しています。事業には、ボランティア団体や外部団体に協力していただいており、今後も安定的に事業を実施するためには連携・協働が必要不可欠です。

平成30年度子どもサービス参加人数

(子ども: 5, 778人 大人: 3, 937人 計9, 715人)

・調べる学習支援

関係機関と連携して調べる学習支援講座を開催したり、パスファインダー(こども用)を作成したりして、子どもが自ら調べて学習できるよう支援を行っています。

パスファインダー(こども用)の例(平成31年3月31日現在)

- ・「阿波弁」についての本の探し方
- ・「徳島城」についての本の探し方
- ・「宮沢賢治」についての本の探し方
- ・「防災」についての本の探し方 など計15種類

・学校図書館との連携

「学校図書館相談窓口」を設置し、本の修理や書架整理、展示の方法等についての相談に応じる体制を整えています。また、図書館情報誌を発行して学校図書館向けの情報提供を行ったり、団体貸出及び図書館見学・職場体験の受け入れを随時行ったりしています。

◎施策の方向性

- ・子どもたちがお気に入りの本と出会うきっかけを創出するため、幼児・児童の関心・興

味を惹く児童書、絵本、紙芝居等を、発達段階に応じて幅広く収集して、資料の充実に努めます。

- ・子どもの読む力、調べる力を育てるため、子どもの成長段階に合わせたサービスを提供します。
- ・「読書のアニメーション」を特徴的サービスとして位置付け、図書館内外において取組を充実させることにより、普及啓発に努めます。
- ・保育所や幼稚園、小学校など全ての施設と連携し、子どもの読書活動推進に向け、図書館がコーディネーターとしての役割を果たします。
- ・保護者やボランティアを対象に本の紹介や読み聞かせの講座を実施し、子どもと読書を結び付ける人づくりを行います。
- ・学校での読書活動を推進するために、学校との連携強化に努め、学校図書館の支援体制の強化を図ります。

◎具体的な取組

・おはなし会等の開催

引き続き、ボランティア団体及び外部団体と連携協力し、毎日2回おはなし会等を開催します。内容は趣味趣向を凝らし、曜日ごとに異なったものを開催することで、いつでも誰でも気軽に参加できるものとします。

・ブックリストの提供

対象年齢別に選書した絵本のブックリスト「えほんだいすき」を発行し、保護者が子どもの発達段階に応じた絵本を選ぶ一助とします。

・読書のアニメーションの普及促進

毎月2回、館内において実施します。また、館外でも学校や関係機関での教員向け研修会等に職員を派遣し、アニメーションの普及に努めます。

・調べる学習支援の強化

関係機関と連携して調べる学習支援講座を開催します。講師による講義だけでなく、テーマの決め方や資料の探し方・使い方、調べたことのまとめ方を分かりやすく説明し、自らまとめて発表を行い、参加者の成長を促進するイベントとします。また、新規のパスファインダー（こども用）を作成するとともに、既存のパスファインダーの内容の更新を行い、子どもが自分で調べるための支援強化を図ります。

・学校図書館との連携強化

「学校図書館相談窓口」の周知・浸透を図り、学校図書館の支援を積極的に行います。

また、情報誌の発行や団体貸出及び図書館見学・職場体験の受け入れを促進します。

・教科書展示コーナーの設置

徳島市の小・中学校で使用している教科書を学年ごと、教科ごとに展示します。展示を通じ、あまり見ることのできない学校の教科書に触れてもらうことで、学校への理解を深めてもらい、意見等を聞くことにより学校教育への関心を広め、学校支援に繋げます。また、教科書に掲載されている参考図書等を合わせて展示し、発達段階に応じた資料を特集することで、読書啓発に繋げます。

・子ども司書

小学生を対象として、図書館職員の仕事体験を通して、図書館の利用方法やマナーへの理解を深め、未来の図書館司書を育てる講座を開催します。

・絵本作家講演会

絵本作家を招いての講演会を開催し、絵本に関する制作秘話等を聞くことで、子どもだけでなく、保護者の絵本への興味を引き出します。

【取組事例②】

読書のアニマシオン

「アニマシオン」とは、魂を活性化し元気にするという意味があります。「読書のアニマシオン」は、図書館が利用者に向けて企画・提案・発信する読書と文化への誘いの総称であり、子どもたちを楽しく本の世界へ招き入れ、読書へ誘う活動です。平成30年度に国が策定した「第4次子どもの読書活動推進計画」においても、子どもの読書への関心を高める取組として「アニマシオン」が明記されています。

徳島市立図書館では、子どもたちが読む力を付け、自立した読書へ繋がる機会を提供し、思考力を鍛え、自分の人生の主人公として生きる力を身に付ける読書教育として「読書のアニマシオン」の普及に努めています。アニマシオンの技術を修得した副館長を中心に、館内では、毎月2回、「読書のアニマシオン」を実施しており、また、館外でも、学校や関係機関における教員研修会や近隣の大学での講義に副館長が講師として招聘され、実演を交えながら分かりやすく伝えています。

この取組は、まだ全国的にも普及していない段階から、徳島市立図書館の特色ある取組として地道に実施してきました。今後、県下における子どもの読書活動の先駆的取組として普及させ、県内の公共図書館を牽引する存在感を示していきます。



笑顔がひろがる♪アニマシオン



科学マジックでアニマシオン

学校見学でアニマシオン

(2) 青少年サービス

青少年は、学校活動や課外活動が多忙になり、図書館を利用することが少なくなる傾向にあります。読書活動から離れがちな青少年が、読書活動の大切さを理解し、図書館を有効に活用することにより、知性を育み、人生をより深く生きるための力を身に付けられるよう支

援することも図書館の役割と考えられます。

市立図書館では、読書活動の大切さや図書館の魅力・有用性等を啓発するなど青少年が、生涯にわたり読書活動を継続するための取組を推進します。

◎現状と課題

・ヤングアダルトコーナー

青少年向けの資料を収集したコーナーを設置し、特集展示を行っています。親しみやすいサインを心掛け、このコーナーをきっかけに市立図書館を上手に利用できるよう各種の案内を用意しています。

・ヤングアダルトボランティア

中高生を対象に「ヤングアダルトボランティア」の募集を行い、市内の中学校・高等学校に向けて、図書館活動への参加を呼びかけています。活動を通じて図書館への理解を深め、同世代間の交流と地域活動への関心を高めるとともに、本への興味を持ち、読書へと繋がるような取組を実施しています。今後も活発な活動を行うため、より一層の周知と活動への支援を行う必要があります。

平成30年度活動実績：延べ141人

活動内容：広報誌の作成、おはなし会への参加 など

◎施策の方向性

- ・青少年が広い視野と考える力を身に付け、豊かな知性を育むことを支援するために、様々な文化や価値観を知ることのできる多様な資料の収集に努めます。
- ・青少年が読書の楽しさを理解し、幅広い視野と思考、豊かな感性を身に付けられるよう支援を行います。
- ・青少年世代特有の課題を青少年が自ら解決できるようになるための支援を行います。
- ・青少年が主体的に参加できる事業を推進します。

◎具体的な取組

・ヤングアダルトコーナーの充実

青少年が興味を持ち、受験や就職など多岐にわたる情報提供が可能な資料の収集を行い、「ヤングアダルトコーナー」を設置して展示します。コーナーではその他、青少年のおすすめの本の展示やノート、告知板の設置等を行い、青少年の読書活動の集いの場、情報交換や情報発信の場となるよう運営の充実に努めていきます。また、移動図書館においても同様にヤングアダルト向けの資料を集めたコーナーを設置し、青少年の目を引くような展示となるよう工夫することで、利用を促進します。

・ヤングアダルトボランティアの拡大

引き続き、「ヤングアダルトボランティア」の募集を行い、チラシの配布等により周知を図ることで、参加者の拡大に努めます。ヤングアダルト向け広報誌やブックリストを制作発行することで、図書館の情報発信を行っていきます。また、世代間交流の場として、ボランティア自らが開催するおはなし会を行い、読み聞かせ等を実施します。

・ヤングアダルト向け図書館利用講座の開催

青少年を対象に、図書館の使い方講習会を開催します。図書館の業務体験を通じて、その内容を知ることで、図書館の活用術を学び、自らの抱える課題を解決できるよう支援します。

・主体的に参加できるイベントの開催

青少年の自発的発言の場を提供し、図書館に関する様々なテーマについて討論会を実施します。テーマは、青少年が興味を持ち、発言しやすいものとし、活発な意見交換や交流ができる場とします。

【取組事例③】

ヤングアダルト向けサービス

ヤングアダルトとは、13歳～19歳頃の大人でも子どもでもない世代のこと、アメリカの図書館業界で使われ始めた言葉です。略してYA（ワイエー）とも言います。

徳島市立図書館においても、ヤングアダルトを対象としたサービスを行っています。

1 ヤングアダルトコーナーの設置

ヤングアダルトを対象とした本や各種案内を集めたコーナーを設置し、10代の子どもたちの居場所づくりを図っています。

2 告知板の設置

ヤングアダルトコーナーの近くに告知板を設置しています。ヤングアダルト向けのおすすめの本やイベント情報、メッセージ、イラスト等を掲示し、同世代同士及び図書館との情報交換・コミュニケーションの場づくりを行っています。

3 ヤングアダルト向け図書館だよりの作成

ヤングアダルトボランティアと図書館職員が協力して、ヤングアダルト向け図書館だより「としょかんヤングジャーナルホルト」（季刊）を作成しています。

4 ヤングアダルトボランティアの募集・運営

中高生を対象に図書館ボランティアを募集して、本の配架やおすすめ本の紹介、読み聞かせなどの図書館サービスを図書館職員と一緒に体験してもらっています。

5 ヤングアダルト対象の講座・講演会の開催

ヤングアダルトを対象とした図書館に関する講座や、生活等に役立つ講演会を開催し、図書館の使い方や、将来に関することなどを学ぶ機会を提供しています。

6 ヤングアダルト向けブックガイドの作成

ヤングアダルト世代におすすめの本を集めたブックガイドを作成し、読書推進を図っています。



ヤングアダルトコーナー



告知板



ボランティアによるおはなし会

(3) 環境整備

市立図書館が、子どもたちが読書習慣を身に付けるための支援を行うにあたっては、多様なサービスを進めることと同時に、その環境整備もとても重要になってきます。

子どもやその保護者が、「図書館へ行きたい」、「図書館をまた利用したい」と思える図書館にすることが、子どもたちと本との出会いを創出して、読書習慣を身に付ける足掛かりとなります。

そのため、市立図書館には、読書をするために快適で居心地のいい空間づくりや利便性を高める環境づくりが求められます。

◎現状と課題

・こども室

こども室（5階）を、一般室（6階）と階を分けて独立させることで、子どもやその保護者が気兼ねなく図書館を利用でき、自由な雰囲気の中で本に親しむことのできる空間づくりに努めています。こども室は、広々とした施設の中、明るく緑に包まれた開放的な環境となっており、本棚を低くして、サインを分かりやすくするなど、子どもたちが図書館に親しみやすい館内デザインを心掛けています。

・各種コーナー（こども室）

こども室内には、調べ物に活用する「インターネットコーナー」（調べ学習用データベース「ポプラディアネット」を導入）、イベントで本の世界を楽しむ「おはなしのへや」、親子が触れ合い、保護者同士の交流を図りながら読書を楽しむ「たたみコーナー」等、様々な用途に活用できる各種コーナーを設けています。

・電子図書館

近年、普及してきている新しい媒体である電子書籍を活用して、子どもたちに読書の新たな楽しみ方を提示し、読書を身近なものにする「電子図書館」サービスの充実を図り、いつでもどこでも読書に楽しむことができる環境づくりに努めています。限られた予算の中で、どのようなコンテンツを導入していくかが今後の課題です。

◎施策の方向性

- ・特色ある取組については、さらなる周知を図り、存在の認知に努めます。
- ・利用者ニーズの把握に努め、ニーズに合わせた取組を推進することで、利便性の向上に努めます。
- ・現状の環境については、維持または充実を図りながら、先進事例を研究し、新たな取組を実施していきます。

◎具体的な取組

・電子図書館の充実・普及

動く図鑑や読み上げ機能付絵本の導入など、電子図書館の特性を活かした子ども向けコンテンツの充実を図ります。また、電子図書館の体験イベントを開催し、実際に使うことでその特性を知ってもらい、普及促進に繋げます。

・読書記録帳の発行・利用促進

借りた本のタイトルや著者名などを記録し、自分がどんな本をどれだけ読んだのか残していくことができる「読書記録帳」を導入しました。子どもの読書意欲の高まりが期待できるため、今後もより一層の周知を図り、利用の増加に繋げます。

・ブックシャワー

借りた本を機械に入れてボタンを押すと、紫外線と風で細菌やほこりを除去することができる本の消毒機です。子どものアレルギーや感染症対策に役立ちます。

・自動貸出機の普及

カウンターに行かずに、自分で専用台に本を置いて読み込ませることで貸出手続を行うことができる機器を導入しています。子どもが自分で作業を行うことで、読書意欲の喚起に繋がります。

【取組事例④】

読書記録帳

徳島市立図書館では、子どもたちにもっと本に親しんでもらうため、また利用促進を図ることを目的として、銀行のATM感覚で、貸出中の本のタイトルや著者名などを、専用の端末機で印字する「読書記録帳」を導入しています。

自分がどれだけの本を読んだのか一目で分かり、子どもから大人まで、本の貯金効果により、読書意欲の高まりが期待できます。

記録帳の表紙には徳島市立図書館キャラクター「ひよタン」をメインに、その他のキャラクターを散りばめた親しみやすいデザインとなっています。



3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進

民間団体等には、家庭文庫、おはなし会ボランティア、PTA等、子どもの読書活動を推進する多種多様な団体があります。これらの民間団体等は、様々な場面で、独自の特色ある活動を展開しており、子どもの読書活動の広がりに貢献しています。

そのため、これらの民間団体等と市立図書館や学校等が連携し、ネットワークの構築や情報共有を進めることで、子どもの読書活動をより一層広げていくことが望まれます。

◎現状と課題

・おはなし会等

先述のとおり、市立図書館では、毎日2回の子ども向けイベントを実施していますが、実施にあたっては、市立図書館職員だけで賄うことは不可能です。今後もおはなし会ボランティア等と密に連携し、協力して実施することが必要となります。

・学校等における読み聞かせの実施

小・中学校においては、小学校で29校、中学校で9校が読み聞かせを実施していますが、その内の33校が地域のボランティア、PTAの協力によって行われています。

◎施策の方向性

- ・民間団体等との連携を進め、活動の場の提供や読書活動推進の協力等に努めます。
- ・ボランティアの育成や交流の推進等を通じて、ボランティア活動の支援を行います。
- ・民間団体等と学校とのネットワーク作りを進め、読書活動の充実を図ります。

◎具体的な取組

・おはなし会等の充実

市立図書館及び学校（園）においては、民間団体等と連携して、おはなし会等の充実を

図ることで、活動の場を提供するとともに、多種多様な内容のものを子どもに提供しています。

・ボランティアの育成・交流の推進

市立図書館においては、各ボランティア団体が技術向上に取り組むため、外部講師を招いてのボランティア育成講座を開催します。講座に出席することで、各団体間の交流を図り、お互いの技術交換が可能となります。また、このような取組や、各団体の紹介をホームページ上で行い、活動の支援をしていきます。

第4章 学校等における「子どもの読書活動」の推進

子どもは読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。このような読書で培われる力を育み、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を行うことが大切です。

小・中学校においては、これまであらゆる学習活動を通じて読書活動が推進されており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。今後さらに子どもの読書活動を推進するためには、すべての教職員が連携し、推進の意義や読解力向上の重要性への理解を深めるとともに、一斉読書や読み聞かせ、図書委員会の活動等、計画的な取組の充実が期待されます。

高等学校においては、学校司書や司書教諭を中心として、生徒の実態に応じた計画的な取組の推進により、小・中学校において身に付けた読書習慣を一層確実なものとすることが求められます。

また、学校図書においては、読書活動の拠点となることと言語活動の充実等、授業のねらいに沿った資料の整備や学習支援を行うこと、及び情報活用能力の育成の支援を行うこと等の役割を果たすことが期待されています。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等における活動の推進

乳幼児期は、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになっていきます。

幼稚園や保育所、認定こども園等では、おはなしや絵本が大好きな子どもに育つことを願って、発達段階に応じたおはなしや絵本の読み聞かせなどを日常的に行っています。絵本の読み聞かせでは、一緒に見ている子ども同士が共感し合い、皆で見る楽しさを味わい、一層イメージが広がっていくので、落ち着いた雰囲気をつくり、一人一人が絵本や物語の世界に浸り込むようにしています。また、子どもが自由に絵本を手に取って見ることが出来るよう、絵本のコーナーや絵本の部屋の環境を工夫したり、家庭で家族が一緒に絵本に親しめるよう絵本の貸出を行ったりしています。さらに、職員を対象に読み聞かせや絵本について学ぶための研修会を行ったり、保護者に対しては、おたよりや保育参観日・講演会等を通して、絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えたりする取組も進めています。

◎具体的な取組

- ・公共図書館等と連携して発達段階に応じた絵本を選定し、子どもの興味・関心に応じた絵本を整備したり、市立図書館の団体貸出等を活用し蔵書数の充実を図ったりして、読書環

境の充実に努めます。

- ・保護者やボランティア等との連携・協力を得て、絵本の読み聞かせやおはなし会、紙芝居や人形劇など幅広い内容を取り入れ、読書活動の充実に努めます。
- ・教諭・保育士の講習会や研修会への積極的な参加を促し、読み聞かせの技術や絵本に親しめる環境づくりの工夫について等、読書活動に対する意識の向上を図ります。
- ・おたよりや保育参観日・講演会等を通して、子どもの心の発達における読み聞かせの重要性やおすすめの絵本を保護者に知らせ、絵本を貸出しすることで家族の触れ合いを大切にした家庭での読み聞かせの機会拡充に努めます。

【取組事例⑤】

国府幼稚園の取組

(保護者による絵本の読み聞かせ)

国府幼稚園では、絵本や物語に親しみ、心豊かな子どもに育ってほしいという願いから、保護者による絵本の読み聞かせボランティアサークル『ぐりとぐらクラブ』が、平成15年から活動しています。

月1回、4歳児・5歳児・未就園児(0歳～5歳)に対しての絵本の読み聞かせを実施しています。

年齢や発達、季節など幼児の興味に合わせた絵本や紙芝居を選んだり、絵本の内容が幼児に伝わりやすいように工夫したりしてくださるおかげで、幼児たちは、毎月、わくわくしながら楽しみにしています。



絵本の読み聞かせ（5歳児）



人形劇 「さんびきのこぶた」

3月最後の読み聞かせの日には、部員・保護者有志・幼稚園職員が協力して人形劇を開催します。

幼児は読み聞かせや人形劇を通して、園の保育活動だけではできない感動体験を味わい、物語の世界に入り込み、ますます、お話が好きになっていきます。絵本の読み聞かせでの体験について、幼児が家庭で話したり、保護者同士が情報交換したりして、親子で絵本やお話を親しみ、興味をもつきっかけにもなっています。

【取組事例⑥】

沖洲幼稚園の取組

(絵本の部屋で読書タイム♪)

沖洲幼稚園では、週1回程度、絵本の部屋でゆったりと落ち着いた雰囲気の中、幼児が好きな絵本を存分に楽しめるように、学級の活動として『読書タイム』を実施しています。

自分の興味のある絵本を楽しんだ後は、友達の読み終わった絵本に関心をもち、小さな声で「どうだった?」「おもしろかったよ。どうぞ。」「この本、きょうりゅうのことが、すごい分かる。」などの会話が聞かれ、今まで興味のなかった絵本も見たり、読んだりする幼児が増えてきています。



読書タイム（5歳児）

2 小学校・中学校における活動の推進

小学校及び中学校学習指導要領には、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童生徒の発達段階を考慮して言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣が確立するよう配慮すること。また、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的な深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。

読書は、様々な文書を読んで、より詳しく、深く学んだり、多角的・多面的に考察したり、事実と根拠を明らかにして説明、論述に役立つ思考力、判断力、表現力を養うことができる学習活動です。また、コンピュータやタブレット端末などの多様な情報メディアを活用し、考察、構想するにあたっては、関連する新聞、読み物、その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、必要な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめたりするのに必要な基礎・基本を養うことができます。

このため、各小・中学校においても、児童生徒の読書活動の活性化・習慣化をめざして、「朝の活動」を活用した一斉読書、図書委員会による読書啓発活動、「読書週間」中の行事、保護者やボランティアによる読み聞かせ等、多くの取組が行われています。しかし、家庭での一日あたりの読書時間が10分未満と答えた児童生徒数の割合が高いという現状があり、家庭との連携を図りながら、児童生徒の読書の推進やその学習効果についての啓発をさらに進める必要があります。

また、読書習慣の定着には学級文庫の充実化が必要であり、公共図書館の団体貸出の積極的な活用など一層の連携が望まれます。

【取組事例⑦】

方上小学校での取組



(リーディング・バディの実践について)

方上小学校では、平成28年から、個々の自己肯定感を高め、自他を大切にすること、支え合う仲間づくりをすることを目的として、リーディング・バディの実践を行っています。

2年生と5年生がペアになり、毎月第4水曜日の「朝の活動」の時間に実施しています。

5年生は、2年生の希望する場所で、希望する内容の本の読み聞かせをしていますが、相手に喜んでもらおうと、各自が工夫を凝らして練習に励んでいます。

この活動を通して、5年生には自己有用感が、2年生には、自分は大切にされているという気持ちや上級生への感謝の気持ちが、それぞれに育まれています。

年度初めは、それまでに、あまり関わりが無くぎこちないペアも、回を重ねていくことで、お互いを分かり合い、温かく優しい時間を共有できるようになっています。

年度の終わりには、2年生が今までのお礼の気持ちを兼ねて、5年生に読み聞かせをするようにしています。

◎具体的な取組

- ・学校図書館を国語科における並行読書や各教科及び総合的な学習の時間等の調べ学習に積極的に活用し、読書を通して学びに向かう姿勢を養います。
- ・N I E、異学年がペアになっての読み聞かせなど有効な取組を参考にし、学校の実態に合わせた特色的な読書活動や学習活動への有効活用を創造します。
- ・地域の図書館や博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実します。
- ・平日一日当たりのインターネットの平均利用時間が小学生で約120分、中学生で約160分と増加傾向にあることから、読書を含めた家庭学習と余暇のバランスを考慮した生活習慣の指導を行います。
- ・図書委員会による、図書館だよりの発行、推薦図書の紹介や展示、読書冊数による表彰、読み聞かせ等の児童生徒による図書委員会活動の活性化を促します。
- ・保護者、ボランティア等との連携・協力を得て、読み聞かせやブックトーク等、児童生徒の読書活動への積極的な働きかけを推進します。
- ・公共図書館等との連携を推進して、団体貸出等の効果的な実施を行い、多様化する児童生徒のニーズに応えられるように学校図書館資料の充実に努めます。
- ・学校の実態に合わせて読書感想文・読書感想画等の各種コンクールへの参加を読書活動推進に有効活用します。
- ・読書活動に関する教職員の指導力の向上を図るため、夏季休業日中等に読書活動推進研修

会を開催し、ブックトーク、ビブリオバトル、リーディング・バディなど先進的な取組の紹介や外部講師による実践型の講習を行います。

- ・学校便りや学年便り及び懇談の機会等を通じて、本を通して触れ合える家庭でもできる活動を紹介するなど「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、保護者に読書による教育効果について理解を促すとともに、家庭と連携して児童生徒の読書習慣の確立を図ります。
- ・司書教諭が学校図書館業務を推進できるよう、教職員の協力体制を確立し、計画的な取組の推進、及び学校図書館（学級文庫を含む）の機能の充実を促します。

【取組事例⑧】

読書活動推進研修会

市内小・中学校の教職員を対象に毎年1回「読書活動推進研修会」を開催しています。平成28年度からは徳島市立図書館副館長による体験的な研修会を行い、学校ですぐに実践できる研修会にしています。

（令和元年度「子どもたちと楽しむ読書の世界～アニメーション実践編～」）

「あいうえお」の詩を使って体ほぐしをした後、絵本「海のやくそく」の読み聞かせを音楽（三線）とのセッションで行いました。

次にグループになり、「海のやくそく」の内容でクイズを考え、回答を競い合いました。

最後に「海のやくそく」という本のタイトルを自分が考えるとしたらどんなタイトルにするか、ベストセラーを狙って考えてもらいました。そして、人気投票を行い1位を決定しました。先生方は熱心に参加され、実際に子どもたちと行うことをイメージされているようでした。

（令和元年度研修会参加者の声）

- ・みんなで楽しむ（アニメーション）ことが実践を通して体験でき、分かりやすく知ることができ、とても良かったと思います。自分自身が知らないことは児童に教えることはできないので、楽しくまた主体的にできる活動なので、是非学級でも取り入れてみたいです。
- ・本が好きじゃないという子どももこのような取組を行うことで、きっと本を手に取るきっかけになるのではと思いました。



（回答を出し合う様子）



（タイトルを発表する様子）

3 高等学校における活動の推進

急速に変化する現代社会において、高校生の不読率（1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合）が依然として高く（平成29年で50.4%※）、一人当たりの読書冊数も少ない（平成29年で1.5冊／月※）ことが指摘されています。高等学校においては、小・中学校において身に付けた読書習慣を確実なものとするだけでなく、それぞれの知的興味に応じて、一層幅広く、多様な読書ができるようにする必要があります。そのために、生徒の実態に応じた読書指導計画を作成するとともに、各教科の授業や総合的な探究の時間等、様々な教育活動の中

に生徒の読書活動を位置づけています。

学校司書と司書教諭、国語科教諭が中心となり、全ての教職員が連携し、学校図書館を活用した学習活動、学校図書館の機能充実等に取り組むとともに、日々の読書指導の充実を図ることが求められています。そのためには、学校図書館の運営や読書活動の展開に対して、教職員全員が共通理解を深め、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。

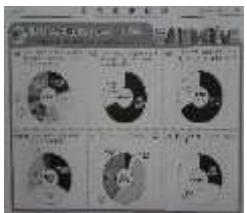
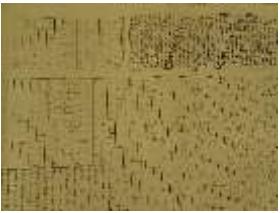
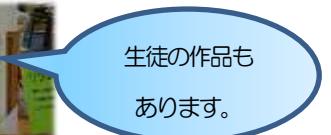
また、生徒の読書への関心を高め、読書習慣の定着をより確かなものにするために、生徒による図書委員会活動等、自主的な読書活動の活性化を図るとともに、家庭や地域における読書活動を推進するために、公共図書館を始め、関係機関や民間団体等との一層の連携が望まれます。

さらに、必読書・推薦図書の選定、読書感想文コンクールの実施、新刊図書の案内等を通して、家庭での読書推進に取り組んでいます。

※第63回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）より

◎具体的な取組

- ・学校図書館を活用した学習活動が展開できるよう、学校の状況や生徒の実態に即した年間計画を作成し、学校図書館を活用した授業や探究活動を計画的・積極的に展開します。
- ・教職員の連携協力体制を確立し、学校司書・司書教諭を中心とした図書館内の環境整備や読書活動に関する広報啓発を積極的に推進し、学校図書館の機能の充実と利用の促進を図ります。
- ・全教職員に対して読書活動推進研修会を実施し、各教科の授業や総合的な探究の時間等における読書活動の位置づけや日常的な取組について議論したり、先進的な実践事例や取組等を学び、読書に関する教職員の指導力の向上を図ります。
- ・各教科や総合的な探究の時間等におけるレポートの作成や、読書感想文コンクールへの出品を促し、読書活動に関する発表や評価の機会を設けます。
- ・図書委員の役割分担を明確化し、定期的・計画的に図書委員会を開くことで、活動の活性化を図り、委員会による推薦図書の紹介・展示や読書に関するイベントの開催等、多様な取組ができるよう促します。
- ・「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、毎月発行する「図書館だより」や随時発行する「新刊図書案内」等を通じて、生徒及び保護者の読書への関心を高め、図書館の積極的な利用を促し、家庭での読書習慣の定着を図ります。
- ・公共図書館等と連携して、団体貸出等を効果的に実施し、多様化する生徒のニーズに対応した図書資料の充実に努めます。

【取組事例⑨】		徳島市立高等学校での取組
1 授業での取組例		
現代社会・政治経済		②読書に関するアンケートの実施
関心をもった新聞記事を切り抜き、要旨と自己の意見をまとめた上で、発表しています。		平成30年度は、図書委員会主催で「本や新聞を読む習慣に関する調査」を実施し、図書館報で報告しました。 
国語総合・現代文		4 学校図書館での取組例
新聞コラム等を書き写して要旨をまとめたり、それに対する考え方を根拠とともに200字にまとめたりしています。		①図書委員作成のPOPを本とともに展示するコーナーや、卒業生である柴門ふみさんのコーナー、月ごとの特設コーナーなど、配架を工夫し、「本に手が伸びる」図書館をめざして取り組んでいます。また、図書委員と連携し、小さいサイズのPOPを本に挟んで配架し、本を開いたときに、時を超えた思わず出会いが楽しめる、という演出もしています。(POPの裏には作成年度を記載)
2 部活動での取組例		②毎月、新着図書案内を兼ねた「図書館だより」を発行し、教室に掲示するとともにHPにも掲載し、広報しています。  
3 委員会活動での取組例		
図書委員会		
①文化祭でのしおりやPOPの展示		
図書委員作成の、心に残る一節を書いたしおりや、お気に入り本のPOPを、本とともに文化祭の図書館展などで展示し「読書の魅力発信」に努めています。		
徳島市立高等学校図書館のプロフィール*****		
♣面積 673m ²	♣座席数 56席	
♣蔵書冊数 29,785 冊 (平成31年3月31日現在)		
♣学級数 (生徒数) 24学級 (911人) (令和元年5月1日現在)		
♣本館3階の中央部にあり、東西に長い設計で東側に書庫が併設されています。北側の窓からは、本校自慢の人工芝グランドが見下ろせ、廊下に面した南側は全面ガラス張りになっているなど、開放的な造りとなっています。閲覧席には、4人掛けや1人掛けのソファーテーブルが6台、4人掛けの長方形の机が14台設置され、グループ学習などの授業にも活用されています。蔵書面の特色としては、大学の学部や職業に関する本や小論文や面接などに関する本も揃っていること、記事の比較検討ができるよう日刊紙を5紙、隔週刊行の英字新聞を2紙揃えていることなどが挙げられます。また、平成30年度からは、徳島県立図書館の蔵書も本校で貸出や返却ができるようになり、ニーズ対応の幅が広がりました。	 	

第5章 「子どもの読書活動」推進のために

1 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が有機的に結びつき、先述の各種取組を後押しして、円滑に進めるための土壌を形成していくことが重要です。そのためには、子どもだけではなく、子どもを取り巻く社会全体の気運を醸成し、読書活動への理解と協力を得ることが求められます。

(1) 子どもの読書活動推進のための情報収集と提供

子どもの読書活動に関する情報が、いつでも・どこでも・だれでも入手できる環境を整え、具体的な活動の取組方策や、先進的な実践事例に関する情報の積極的な収集と提供に取り組む必要があります。

◎現状と課題

- ・市立図書館においては、広報誌やホームページ、SNS、啓発物等を通じて、イベントや各種サービス等に関する情報を提供しています。また、子ども専用の広報誌やホームページコーナーを設けることで、子どもやその保護者が分かりやすく、本や図書館に対する関心を喚起できるような情報提供に努めています。
- ・学校等においては図書館だより等を通じて、新刊の紹介や教職員からのおすすめ本を掲載する等、子どもだけでなく保護者にも分かりやすい広報に努めています。

◎施策の方向性

- ・幅広く子どもの読書活動推進のための情報収集に努め、様々な情報を分かりやすく提供していきます。
- ・各種情報の効果的な周知や共有化を図ります。
- ・リーフレットやホームページ等を活用し、子どもの読書活動の意義や重要性を、広く市民に啓発します。

◎具体的な取組

- ・関係団体等からの情報収集に努め、積極的に情報提供していきます。
- ・市関係各課、施設間で連携して、積極的な情報提供や広報協力に取り組むことで、効果的に情報共有を図ります。
- ・市立図書館においては、対象年齢に応じたブックリストを作成し、子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちの理解が深まり意識が向上するように、普及啓発に努めます。

(2) 「子ども読書の日」等への取組

平成14年度から実施されている「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発に努めることで、その意義について理解を深め、社会全体で子どもの読書活動推進について考えるきっかけづくりを図っていく必要があります。

◎現状と課題

- ・市立図書館においては、「子どもの読書週間」（4月23日から5月12日）及び「読書週間」（10月27日から11月9日）に合わせ、イベントを開催しています。
- ・学校（幼稚園）においては、「子ども読書の日」・「子どもの読書週間」・「読書週間」に合わせて、趣旨に沿った様々な活動の推進を図っています。

◎施策の方向性

- ・国や県の広報事業と連携して、「子ども読書の日」等の市民への普及に努めます。
- ・期間中において、子どもの読書活動への興味や感心を深める取組を行います。

◎具体的な取組

- ・市立図書館においては、引き続き、「子どもの読書週間」（4月23日から5月12日）及び「読書週間」（10月27日から11月9日）に合わせ、イベントを開催します。毎年テーマ設定を行い、「子どもの読書週間」には特集展示やシールラリー、「読書週間」は「図書館まつり」として開催し、読書ラリーやおはなし会、特集展示、スタンプラリーなどを行い、本に親しみ、読書の喜びや楽しみを知ることができる内容とします。
- ・小・中学校においては、「子どもの読書週間」及び「読書週間」に合わせ、「読書(図書館)まつり」を行い、図書委員会による読み聞かせやアニメーション、多読賞を表彰する等読書の楽しさを知る活動がより多くの学校で行われるように努めます。

2 子どもの読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動の推進体制を整備することにより、各種の取組が、点ではなく線になるよう結びつけることで、一層、意義あるものとなります。そのため、次のとおり、具体的な取組を進めることで、子どもの読書活動推進の実現を図っていきます。

◎具体的な取組

- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」を策定して、広く公開することにより、市民の理解や協力が得られるよう努めています。
- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」の推進にあたっては、市関係各課・施設間での共通理解を図り、総合的かつ計画的に推進できるよう努めています。
- ・学校（幼稚園）、市立図書館、民間団体等、各種団体間の連携を強化して、子どもの読書活動推進に関する協力体制の整備に努めています。

用語集

・**移動図書館**

本を読みたいが図書館が遠いなどの理由で来館が難しい人のために、身近な図書館として移動図書館「いづみ号」が市内の約80箇所を約1か月の周期で巡回し、図書の貸出等を行っている。

・**学校図書館図書標準**

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

・**データベース**

関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したファイルのこと。

・**電子書籍**

書籍をデジタルデータにして、紙の代わりにデジタル機器の画面で読めるようにしたもの。ファイルに映像や音が流れるなど、電子書籍独特の表現が用いられることがある。

・**電子図書館**

電子図書館とは、情報技術を活用して図書館が行うサービスのことである。徳島市立図書館では、平成24年4月から、インターネットを通じて、自宅のパソコン等で電子書籍の「検索」「貸出」「予約」「返却」等ができる電子図書館サービスを提供している。

・**読書の生活化プロジェクト**

学校図書館活動等を活性化し、貸出冊数を増加させるなど、学校による家庭読書につながる取組を充実させ、子供の読書の生活化を推進する。

平成27～29年度「読書の生活化プロジェクトIV」

ー友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！ー

取組内容：(1)「おすすめ本」紹介活動の推進、書評合戦実施。

(2)家庭読書普及活動の推進、家庭読書に関わる情報の発信。

(3)「特色ある取組」の推進、優秀実践校（園）を表彰。

平成30～令和2年度「読書の生活化プロジェクトV」

ー本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！ー

取組内容：(1)新聞スクラップ等、「本や新聞記事の語り合い活動」の推進。

(2)読書時間や貸出冊数等の調査の実施と「特色ある取組」の推進。

・**配架**

図書資料を分類記号により、書架の位置を決めて配置すること。

・**配本サービス**

広く図書を利用していただくため、公民館や学校など市内に所在する施設に配本所を設置して、一括して図書を配本するサービス。

・**パスファインダー**

あるトピック（主題）について調べるために役立つ資料やツール、情報の探し方を分かりやすくまとめて紹介した「情報の道しるべ」のこと。トピックについて、詳しく知り関心を高めることができるとともに、資料や情報の探し方を知ることにも有効である。

・**ブックトーク**

狭義では、ある一つのテーマに沿って、数冊の本について図書館や学校で司書などが紹介すること。広義では、本についての話をして、自分の読んだ本を友人に薦めたりすることもブックトークと言える。

・**ビブリオバトル**

「知的書評合戦」とも呼ばれ、お薦めの本を持ち寄り、紹介し合い、聴衆がどの本を一番読みたくなかったかを多数決で決める、本との出会いや読書への動機付けを目的としたゲーム形式の教育活動。

関係法令

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されている

ときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○徳島県読書活動の推進に関する条例

(平成二十九年三月二十一日)

(徳島県条例第二十二号)

徳島県読書活動の推進に関する条例をここに公布する。

徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まっている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎へ、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を^{行い}、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

令和元年度 徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

職　名	氏　名
徳島市教育委員会教育次長	井上 圭三
徳島市教育委員会学校教育課長	杉本 正春
徳島市教育委員会社会教育課長	吉成 敏史
徳島市・名東郡中学校校長会 学校図書館担当 徳島中学校長	杉本 恭介
徳島市・名東郡小学校校長会 学校図書館運営協議会担当 入田小学校長	藤島 小百合
八万幼稚園長	大石 恵子
徳島市立図書館協議会委員長	三木 鈴江
徳島市立図書館長	國金 博和
徳島市立図書館副館長	廣澤 貴理子